

工業用水道使用料金の納付期限延長と分割納付について

令和3年5月14日
大分県企業局

- 新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況の悪化を踏まえ、受水事業者を支援し、県
- 経済の下支えをするため、工業用水道使用料金の納付期限の延長と分割納付ができるようになりました。
 - 各月の料金についてご相談に応じて対応します。納付期限の延長は最長4ヶ月、延長後の支払いについては、最大4回まで分割納付が可能です。

1 要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、操業に支障が出ており、工業用水道使用料金の支払いが一時的に困難になっている事業者が対象となります。

2 申請手続

延長等の措置を受けようとする各月の納付期限までに下記提出書類を企業局総務課に申請してください。(まずは、電話等にてご連絡ください)

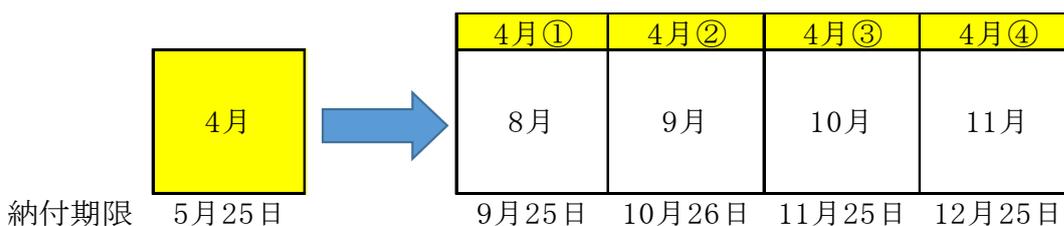
○提出書類

- ・様式1 工業用水道使用料金納付期限延長申請書(HPでダウンロード可能)
- ・延長等の措置を受けようとする月の納入通知書・領収書

3 延長期間等

- (1) 対象料金 各月の料金(要事前相談)
- (2) 申請期限 各月の納付期限までに申請
- (3) 延長期間 各月の納付期限から最長4ヶ月間延長
- (4) 分割納付 延長後の料金について、最大4回まで分割納付が可能
- (5) その他 支払猶予に係る料金については、担保の提供は不要
納付期限の延長期間と分割納付期間中は延滞金等はいかかりません

(納付期限延長4ヶ月 分割回数4回の場合)



- 納付期限の延長により、操業に支障が出ている間、支出を抑えることができます。
- 分割納付により、納付期限延長後の支出の増加を緩やかにすることができます。

4 相談先・申請先

〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
大分県企業局 総務課 経営企画班 工業用水事業担当
TEL 097-534-1005
FAX 097-532-5523
MAIL a70300@pref.oita.lg.jp